

神封物の徴収・管理・運用について

— 宇佐神封についての考察 —

河野 泰彦

はじめに

神封は、朝廷より特定の神社に寄進された民戸(封戸)である。神封と神戸との区別は、明らかでないが、神戸(神民)の起源は、令制成立以前⁽¹⁾で、神封は食封の成立後に始まると考えられるが、両者の間には、当然、何らかの結び付きがあったものと思われる。

大化改新以後、神祇制度の整備の過程において神戸が形成された。神祇令に「凡そ神戸の調庸及び田租は並に神宮を造り及び神に供する調度に充てよ。其の税は一に義倉に准ぜよ。皆国司検校して所司に申送せと。」と記され、神戸より出される租の半分と調・庸の全額および仕丁が封主である神社に給された。しかし、封物の徴収事務は、国司が掌り、検校した結果を所司すなわち神祇官に報告することが規定されている。したがって、大化前の人身的支配の強い神戸とは、その性格は異なるが、神戸が大化以前の神民・神部から系を引くと思われることから、位封・功封などの本主と封戸との関係に比べて、本主への隷属が強かったと思われる。以下、この点について考察する。

注(1)『日本書紀』崇神天皇七年条に、「はじめて神戸を定める」とある。しかし、この神戸は、神社に属する部民と考えられる。

一、神封の性格

神社には、神階に授ける位封(品封)のほかに神封がある。大宝・養老令の禄令には、位封・職封・功封・院宮封の別があるが、神封の規定はなく『令集解』禄令・令外条の朱説に食封の特例の一つにあげるのみである。宇佐八幡の場合、八幡大神に①天平一二年(七四〇)に二〇戸、②天平一八年(七四六)に四〇〇戸、③天平勝宝二年(七五〇)に八〇〇戸(前四二〇戸、今加三八〇戸)、④天平宝字八年(七六四)に二五戸が寄進されている。¹⁾①+②+③三八〇戸(今加の分)の合計は八〇〇戸になる。この給付の根拠は八幡神に一品を奉ったことによるもので、『令集解』禄令の規定「凡食封者。一品八百戸、二品六百戸、三品四百戸、四品三百戸、内親王減半」に基づいたものであるから、品封と考えられる。神に神階を授けることに伴い、神に位封(品封)を奉るようになるが、この初見は、『新抄格勅符抄』に記載されている「氣比神 越前国 天平三年十二月十日符從三位新二百戸」である。禄令〔慶雲三年(七〇六年)制〕に、從三位は二百戸とあるので一致する。しかし、『続日本紀』天平神護二年(七六六)四月甲辰条では、伊予国伊曾乃神と大山積神に從四位下神戸五烟が奉られているが、慶雲三年(七〇六年)制では、從四位は、八〇戸であるので合わない。『新抄格勅符抄』に記載されている各社の神戸数をみると、一戸の神社は三〇社、二戸の神社は三六社、一〇戸以下の神社は一二九社で全体の七七%にものぼる。これらは、位封(品封)ではなく、『令集解』禄令・令外条の朱説に食封の特例の一つにあげる神封と思われる。④の二五戸についても、同様のものと思われる。神封は、国家的要請に驗が顕著であった神社に対して奉られたもの(王臣家の功封に相当)で、明確な基準原則があったわけではなく、当該期の政治状況に応じてその都度設定されたのであるから、神戸数がまちまちである。²⁾

注 1)①②は『東大寺要録』巻4、『石清水文書』之二(「宇佐八幡弥勒寺建立縁起」)、『八幡宇佐御託宣集』

③④は『続日本紀』

(2)拙稿「新抄格勅符抄記載の神封について」『大分県地方史』第一七一号

二、封物の徴収と管理

(一) 国司檢校について

神祇令に次ぎのような規定がある。「凡神戸調庸及田租者、並充造神宮及供神調度。其稅者。一准義倉。皆国司檢校申送所司。……又神戸戸籍。更各写一通送神祇官耳」

神戸に対する「国司檢校」の内容は①は戸籍・計帳を作成して租庸調を徴収し、それを神宮を造り、及び神に供する調度に充てる業務を行なう。この業務を監督官庁である神祇官や太政官に報告し、勘会を受ける一連の事務的業務。②は国司が、徴収した封物を収納・管理・運用する現物管理業務である。

一、国司の事務的業務

徴税に先だつて、神戸の租の額を算定するための戸籍と、庸・調・仕丁の額を算定するための計帳の作成が必要である。職員令の神祇官条に神祇伯の職掌として、「祝部神戸の名籍を掌る」とあり、『令義解』には、「謂は祝部の名帳、神戸の戸籍なり、戸令を案ずるに雑戸の戸籍は更に一通を写して各本司に送れ、即ち神戸の戸籍も須らく此れに准ずべきなり」とある。

『令集解』によると、往時の法家の間には、神祇伯は神戸の戸籍・計帳を掌るといふ説とたゞ戸籍のみを掌るといふ説に分かれていた。延喜神祇式には、「凡そ諸国の神税庸調帳及び神戸の計帳、祝部等の名帳は毎年勘造して此の官に送れ、計会して実を知りて即ち返抄を付せよ」と記されている。延喜神祇式は時代が下がるが、延喜以前においても神戸の計帳も掌ると考へるのが妥当であろう。なぜならば、封戸は課戸のみを標準とするものであるから、計帳を掌ることは当然と考へる。したがつて国司は、毎年必ず神戸の戸籍・計帳を太政官と神祇官に送り、太政官は直屬の担当機関である民部省に廻付した。

作成された戸籍・計帳に基づいて、封物(租・庸・調)の徴収を行ない、租は国(郡)の正倉に保管し、封戸の租・調・庸は、

最終的には封主に輸送することになる。徴収に関する報告は、国司が輪租帳・輪調帳・輪庸帳を作成し民部省主計寮の勘会を受ける。封物の処理に関する報告は、正税帳(大税帳)に前年度よりの繰越し、当年度の収入支出、次年度への繰越しを記録した。神税の収支も天平期には正税帳に書いてなされていたが、九世紀になると正税帳とは別に報告されたようで、『政事要略』には神封租帳・神税帳が税帳枝文としてみえる。これらの帳は、民部省・主税寮(租帳・正税帳)、主計寮(大帳・調・庸帳)による勘会をうける。この他に、太政官に提出した決算書である「年終帳」がある。大同三年の太政官符によれば、八幡大菩薩宮の封物は、国と宮が共に出納することになるが、年終用状を提出せよと記載している。寛平元年(八八九)「八幡大菩薩宮行事例四十九条」にも国司・宮司が共に年中用度帳を勘造して府に提出することが定められている。

年終帳の唯一の実例である長保二年「造東寺年終帳」(東寺文書)によれば、一、その年の歳入(諸国の封戸から納入された封物の准米とそれ以外の加納米)二、その年の歳出(供所請、造寺例用、修造料の三項目に支出した米)三、残、が記載されている。内容は、正税帳と同じ収支決算報告書であるが、前年度からの繰越高は記されていない点⁽²⁾が異なる。

二、神封物管理業務

封物(租・庸・調)が徴収され、封主に給付されるまでの過程を考える。

神祇令に、「凡神戸調庸及田租者、並充造神宮及供神調度……皆国司檢校」と規定されている。職員令に、国司(守)の職掌として、管内の神社、租調、徭役などが記されている。これらのことから、国司が封物を徴収し、神用(神宮の造営や供神の調度)に支出する職権をもっていたと考えられる。

田租について、天平二年の大倭国正税帳によると、神戸の租稲は、祭神用、神嘗酒料、神田の種稻、大神の祝の食料に支出し、残りは三四所の倉に保管したとある。天平九年長門国正税帳では、神税は供神に充て、残りは民部省符によって割取して大税(正税)に加入している。天平一〇年周防国正税帳では、神税の内から神社を改造するために支出し、残りも正税からの補

足分を合わせて貯えている。⁽³⁾

これらの例では国司が神戸の田租を徴収し、其の中から神用を支出し、其の余は国の倉(正税とは別置)に保管している。⁽⁴⁾

上記の正税帳から考えられることは、天平二年から同一〇年の間の記録では、徴収した神税は、国司が封主である神社に輸送するのでなく、いったん国(郡)の倉に納め、その中から神宮を造り、また神に供する調度に充てていることである。これらの業務は、国司の責任で行ない、これを先に(一、国司の事務的業務で)述べたように国司が、毎年神祇官(神戸は神祇官の監督下にあるので)に報告するとともに、国司は太政官の被官であるので太政官にも報告したと思われる。すなわち、神税は、神社に収納するのでなく、国(郡)の倉に保管し、神税の徴収と運用は、すべて国司が支配している。

ここで神税について考えをまとめておきたい。

神祇令「凡神戸調庸及田租者、並充造神宮及供神調度。其稅者、一准義倉。皆国司檢校申送所司。」

延喜神祇式「凡神戸調庸、充祭料並造神社及供神調度。但田租、貯為神稅。」

神祇令と延喜神祇式の相違は、神宮・神社の造営、供神の調度、祭料に、令では調・庸と田租を充てているのに対し、式では調・庸を充て、田租は神税として貯えることである。神祇令の「其稅者」は「一に義倉に准ぜよ」とある。文中の「其稅」は、前の文の「神戸の調庸及び田租」を指すように考えられるが、『令義解』に「謂。租稅者。並是田賦。唯新輪曰租。經貯曰稅也」とあることから、田租を貯蔵したものが税(神税)と云うことになる。また、同書に「一准義倉者。不出舉也」とある。「義倉に准ぜよ」は、不明瞭な表現であるが、義倉は飢饉の時に備え、救恤に充てる目的で国の倉に貯えおく貯稲の制であるが、神税も恒例の祭料などに支出した田租の残りを神社の修造などの臨時の支出に備えるため国の倉に貯え置く(周防国正税帳)貯稲という点から義倉に准ぜよ記したわけで、義倉と同様神税も、出挙のような利稲を得るための本稲に当ててはならないという意味と考える。⁽⁵⁾

神税は官稲の一種であるが、正税とは別置されたようである。⁽⁶⁾先に挙げた正税帳には、大倭国は三九所の神戸の租稲を神用

に支出した残を三四所の倉に、長門国は神用に支出した残を一五所の倉に、周防国は神社の改修に支出し、それに正税からの補足分を加えて国の倉に保管している。そして上記の国の正税帳には、その収支会計が付載され、平安時代の政要の書『政事要略』によると神封租帳・神税帳などの枝文が添えられている。ところが、『令集解』に引く古記という私記には、「問う、神戸の調庸及び租は并に神宮を造り及び神に供する調度に充つるなり、若し乗有らば何、答ふ、昔は神祇官に治(納)め置き、中間神主等に給ひ、今は神祇官に治め置く」と書かれ、調・庸及び田租(神税)の余剰は、中間(大宝律令制定)を除き、神祇官に送付されることになっている。

一般的に租(正税)は国の主要財源で、徴収して国・郡の正倉に保管し、國中雜用と中央進上・国外支出關係に支出される。調・庸は律令国家の主要財源で、国司によって徴収されて中央に輸送され、官人への禄や食料など諸種の用途に充てられる。封戸の調・庸物は、どのように徴収、管理・運用されたのであろうか。

この点について①竹内理三氏は、封戸の租・庸・調物の徴収は国・郡司によっておこなわれ、徴貢使によって京に送られ、彼らから封主のもとに納入される。②水野柳太郎氏は、田租は、春米(玄米)にするか、軽貨と交易して封主に送る。その費用と運賃は、田租の中から支出する。(天平二〇年に封戸の運賃を正税から支出したこともある)調と庸は国庫納入と同じく郡司・綱領が指揮して京に運び封主に納めた。運賃は封戸の負担であつたらしい。

この記述によれば、中央の封主に対しては、①は、徴収された封物は国司が派遣した徴貢使に付して京に送り、「彼らから」封主に納入するとあるので徴貢使が納入したということである。②は、租を「春米にするか軽貨と交易して封主に送る」のは国司であるが、さきあげた正税帳の記録では、封主に送るのではなく国が管理している。調・庸は徴貢使が郡司などの綱領を引率して京に運び封主に納めるとあり、封主に納入するための費用や運賃は、田租、なかには正税から支出していることからも、国司の権限で封主に納入したと考える。封主が地方にあって、封戸が同国内にある場合は、封主から国司に申牒し、所定の手続きを経て、国司・郡司から封主に納入されることになっている。

神戸の場合、封物をすべて封主に納めたのであろうか。田租(神税)は、天平期の正税帳から国の倉に貯蔵され、国司の権限で神用に支出されている。調・庸については、伊勢神宮関係の史料であるが、『統日本紀』大宝二年(七〇二)七月癸酉条に「是神御之物、宜准供神事、勿令濫穢」とし、同天平二年(七三〇)七月癸亥条で「齋宮年料」にあてるとした。その後、神祇官に送付していた時期があったが、延暦二十年九月十三日の太政官符で神戸調純と庸米を齋宮寮に納め雑用に充てることになった。符の文中に「納官」とあるので、国司が検校して、神宮に納付したものと思う⁽¹⁰⁾。

大石直正氏は、「十一世紀においては、右にみたような徴収方法⁽¹¹⁾だけでなく、これとは別に封戸物を京都において受取る本来的な徴収方法もまた存在した。阿部猛氏が明らかにされたものがそれで、国司が封戸主の催促に応じて納所・梶取・綱丁などに宛てた下文によって封戸物を受取る方法である。下文の宛先の納所・梶取・綱丁などは、京都周辺の港湾などに所在するものと述べられている⁽¹²⁾。これによれば、封戸物を京進し、封主に給付するのは国司の権限でなされている。同書に、天喜三・四(一〇五五・一〇五六)年分の東大寺の「封戸物の所済勘文」(東大寺)に封主(東大寺)に納付されるまでの手続きについて、「催牒封戸主から国衙にあてた封戸物催促の牒」または仮納返抄の発行、寺使の派遣、寺使請文の発行という手つづぎを経て、いちおう封戸物納入の手つづぎは完了する。封米納入主体は、郡的単位・国衙の管理下にある倉庫が多くここから直接封戸主の使者に封米が支払われたものとみてよい」と述べ、さらに、「その後これらの催牒・仮納返抄・請文を集めて、近江国所済勘文のような勘文が国雑掌の手で作成される。これは封戸主から一年分あるいは数年分をまとめた惣返抄をもらうためのもので、この惣返抄によって国司||国雑掌は民部省との間でその国の全租税の決済を行なうのである。」と述べられている⁽¹³⁾。

大石氏が述べられている本来的徴収方法⁽¹⁴⁾は、国司が封戸物を京都に送り、京都で封戸主の催促に応じて納所・梶取・綱丁などに宛てた下文によって封戸物を受取る方法である。封物納入の順序(東大寺の例)は、封主は、封物所出国衙に対して封物の納入を催促する(牒)。封主の使者は催促状を携帯する。これに応じて国司は封物の送進を命じる(国雑掌解・国司切符)「梶取」「綱丁」充。使者は封物をうけとれば封主の返抄を渡す(封主返抄)という順である。この手順は、東大寺(寺院)だけで

なく神社においても大差がなかったものと思う。地方の封主の場合も封主からの催牒または仮納返抄などに基づいて、国または郡の倉から給付されたと考える⁽¹⁷⁾。勿論、神祇官に報告する義務は負わされていた。

三、律令制の衰退に伴う神税の使途・徴収制の変化

神祇令には、神税並びに調・庸の封物は神宮の造営や供神の調度に充てると明記され、天平期の正税帳の記録でも、神戸の租稲(神税)は、国司の管理のもとに国の倉に納められ、その国の神社の神用に供しているが、貞観一七年(八七五)二月一日の太政官符⁽¹⁸⁾には、神税は京都の神祇官に送り、神祇の官人や宮主などの季禄に充てると記されている。また延喜神祇式には、「祭料、神社の造営、供神の調度には調・庸を充て、田租は貯えて神税と為す⁽¹⁹⁾」と記され、さらに、「官人の季禄、馬料、要劇并に神事に供奉する官人の装束、宮主、神琴師、亀卜長上の季禄、馬料月粮及び卜部御巫等の衣服は神税を充てよ・凡そ史生二人、官掌一人、神部四人の粮米は神税物を以ちて充てよ。」⁽²⁰⁾また神祇式に「右相嘗祭に預る社は前の如し、十一月上の卯の日に祭れ、其の須ひむ所の雑物は預め官に申して請受け祝等に付けて班ち奉れ、酒料稲は神税及び正税を用いよ」とあり、相嘗祭に預る七一社の内、正税を用いるものは一〇社、他は皆神税を班ちあてたのである。さらに同式部式には、「神祇官の伯以下十人の馬料は右神税を以ちて給へ」とある。このことから岩橋小弥太氏は、神税はその神社の用に供するのではなく纏めて置いて一般の神事に班給したのであると述べられている⁽²¹⁾。

神税の管理・運用の在り方が変わる九世紀頃の国衙財政をみると、官稲出挙支出状況中、国内雑用関係では正税稲の臨時用に神社造用料が計上され、雑稲では九世紀の弘仁式の段階までは、ほとんど国分寺料のみという状況であったが、十世紀の延喜式では、ほゞ全国共通のものとして国分寺料、文殊会料、修理池講料、救急料の四種と、このほか寺社関係では国内寺社料が計上されている。中央進上・国外支出関係の例用では年料租春米、年料別納租穀が、臨時用に割充封戸租・調等代料が計上されている。このうち正税稲から支出される年料租春米は、延喜式民部下・年料租春米条に規定され、畿内以外の随近縁海の諸

国(一八国)が租春米を京に輸貢させる税で八世紀後半以降、未進によって不足した庸米に代わるものとして、諸官司に属する衛士・仕丁・采女・女丁などへの食料に充当された。年料別納租穀(二五国)は、租穀のうち、毎年一定量を別置きせ、位禄・季禄・衣料等料などが不足したときにその料に充当させた租穀である。負担国は、おおむね遠隔の諸国が設定され、年料租春米負担国とは重複しない。官人の位禄・季禄などが諸国の正税などを以て支給される慣例はすでに九世紀前葉には一般化しており、十世紀に制度化がなされたものと考えられる。⁽²²⁾ 神戸の場合も、さきに掲げた貞観一七年(八七五)二月一日太政官符に「官人及び諸の宮主等の季禄は神税を以ちて輕物に交易し本官に勘納し太政官符に依りて諸司と共に充て給ふ」とあることから、国司の管理・運用下にあった田租(神税)の一部を中央政府が収奪して季禄に充てることになり、これが延喜神祇式で制度化されたのである。また、延喜式主税下の正税帳式に神税の項がみえないのは、正税から神税を分離し、神税を季禄などの使途にあてるため独立させたからではないだろうか。

神祇令には、神戸の調・庸及び田租は、神宮を造り及び神に供する調度に充てよと規定されていたのが、神祇式では、調・庸をそれに充て、田租は、貯えて神税と為すと改められ、本来、官人の季禄などには、調・庸で賄っていたものが、神税に替えられたのである。

封物徴収については、寛平三(八九一)年の官符⁽²³⁾に徴物使らは多く党類を集め、郡司雜掌が入京すると、「先号前分、責取官物……」、これに対して郡司はやむなく納官物のうちからさきに納めてしまふ。このように、九世紀には、封主の徴物使が貢調使らの納物や国司部内の調庸を奪うこともあり、律令制度の変質とともに調庸などの未進が増加したため、封主は封物を確保するため徴物使を封戸所在の国に派遣し、百姓の田宅を略奪、封物を徴収することなどが行なわれ、本来的徴収法である間接徴収制を破る。しかし、未だ国司とのかかわりは存在したので、直接徴収制に移行したとは云えない。⁽²⁴⁾

九世紀以降のこのような変動は、律令制の衰退に伴い、調・庸の未進がしだいに増加し、中央政府の財源が逼迫したので、地方国衙財政からの収奪が正税出挙のみならず、租稲にまでおよび、新たに年料租春米・年料別納租穀が制せられ拡大強化さ

れたことと関連する。⁽²⁵⁾ 神戸についても、神祇官の官人の季禄・衣服などの支給に事欠く事態に至ったので、神戸の田租(神税)さらに、一部調・庸までも充てることにした。また封主に対しても、国の徴税が困難になったため、規定通りに封物を給付することが困難になったので、十世紀の延喜式に、封戸の調・庸・租が標準数に達しない場合は、国内に通計して填めよとされた。これには神戸は適用外であったが、その後、承平四年(九三四)に適用外の付帯事項が撤回され、やがて他郷から補填する便補保の制が十一世紀から発生する。⁽²⁶⁾

注(1)太政官符(『類聚三代格』卷一神社之事)

応令国司出納八幡大菩薩宮雜物事。

右得大宰府解備。太政官去延暦十八年十一月五日符備。太政官去年十二月廿一日符備。大菩薩并比咩神封一千四百十戸。宜納府庫者。

豊前国解備。神宮司申云。比咩神封六百十戸之物与大菩薩封物共納府庫。由是春秋祭料無物可用者。……仍即府官宮司相共出納者。府依符旨相共出納。而道路稍遠有煩遣使。加以檢前例。神宮当国司相共檢掌出納。望請。准先例。付国与宮共令出納。但年終用狀勘録令申。謹請官裁者。右大臣宣奉。勅依請。

大同三年(八〇八)七月十六日

(2)『国史大事典』「年終帳」の項 吉川弘文館

(3)天平二年の大倭国正税帳―神戸の租―祭神用、神嘗酒料、神田の種稻、神祝の食料 残りは倉に保管

天平九年の長門国正税帳 神税―供神、残りは民部省符によつて割取り正税に加入、神税―祀幣、残りは倉に保管

天平十年周防国正税帳―神社の改造―神税の一部を宛、(残りは残し置く)―正税から補足(注『統日本紀』天応元年(七八一)正月朔又去年恩免社寺封租者。宜以正税填償。)

(4) 天平九年和泉監正税帳、天平六年出雲国計会帳、一神税は郡の正倉と別に神税倉に出納

(5) 伊勢神宮は例外「令集解」「内相宣伝、自今以後、神戸調庸者、充神用数、及所残之數、具令申、然後給之、亦如伊勢神税出奉之類、准令停之。」一これによると、伊勢神宮は天平宝字初年頃には、令の規定にもかかわらず出奉がなされていたが、その後、内相(藤原仲麻呂)の時代に令に准じて停止された。弘仁三年(八一二)五月の勅により翌年から復活したが、同七年十二月の官符によって再び停止された経過がある。

(6) 天平九年和泉監正税帳、天平六年出雲国計会帳、神税は郡の正倉と別に神税倉に出納

(7) 『世界歴史事典』「食封」の項 平凡社

(8) 『国史大辞典』「食封」の項 吉川弘文館

(9) 後世、東大寺の末寺となる石山寺は、その造営費用を東大寺封戸の一部を充てたと考えられるが、本来その封戸租はいったん東大寺本倉に納められ、後に造石山院所に転送されるべきであったが、東大寺封戸が近江国に所在していることから右の手続を簡略にして、造石山院所に直接近江の封物をうけとらせることにした。阿部猛氏『律令国家解体過程の研究』(二)封戸制の衰退

(10) 『新抄格勅符第十卷抄』神事諸家封戸

太政官符 民部省 伊勢大神封戸調純三百疋庸米三百斛

右被右大臣宣備。今諸神封物。停收神祇官。宜自今以後。上件等物。納齋宮寮。以充雜用者。宜承知依件施行。但諸國所送之齋宮料用純三百疋庸米三百斛永從割充仍即納官。符到奉行。

・伊勢神宮の庸・調の一部が、八世紀初めに齋宮寮・神祇官に供されていたこともある一熊田亮介、『日本史大事典』神戸の項 平凡社)

(11) 封戸物進済の方法として一世紀後半近江国では見納と弁補の二つが恒例として併用されている。大石直正 『平安時代後期の徴税機構と荘園制』一解体期の封戸制度

(12) 一般には封主は在京の場合が多いのであるから、封物は都に送付されて、民部省の手を経て封主に与える手続をとった。しかし、実際には封物は封主に直接納入され、納入の都度封主は郡司・綱領に対して日収・借収(仮領収書)を与える。納入しおわると郡司・綱領はこれを雑掌に「付授」ける。雑掌は主計寮の役人とともに勘会し、未進がなければ返抄が与えられるが、もし「寸絹撮米」といっても未進があれば返抄を与えられない。阿部猛氏『律令国家解体過程の研究』(一)封戸制の衰退

(13) 大石直正 『平安時代後期の徴税機構と荘園制』―解体期の封戸制度。なお阿部猛氏は、『律令国家解体過程の研究』のなかで、倉庫・納所は諸国が経営するが、一一世紀ごろには、民間の倉庫業者運輸業者が諸国の官物の保管運送を請負っていたのではあるまいか。これらこそ、実にのちの問丸に相違ないと述べられている。

(14) 『朝野群載』巻二十二諸国雜事上に新任国司が受けつぐべき雜公文の一つとして、諸郡収納米帳案(郡単位の収納米帳)があげられている。その性質は毎年期末に作成される郡財政の資産表的なものであって律令制下の正税帳に対比されるもの。封米などの進済があれば、収納米帳には当然そのことが書かれていなければならない性質のものである。仮納返抄や請文の奥にある「：収合」などの書きこみがあるが、これは収納米帳の記載に合うという意味で、これからも郡単位の封米が支払われたと思われる。参照 大石直正 『平安時代後期の徴税機構と荘園制』―解体期の封戸制度。

(15) 大石直正 『平安時代後期の徴税機構と荘園制』―解体期の封戸制度

(16) 神戸は神祇官が管理し、封物は国司が神戸から徴収し、検校して神祇官に申し送る規定(神祇令)であるから、間接徴収制である。

(17) 西海道諸国は、大宰府が関与する

(18) 類聚三代格 「貞観一七年二月一日太政官符」に「承前の例、官人及び諸の宮主等の季禄は神税を以ちて輕物に交易し、本官に勘納し太政官符に依りて諸司と共に充て給ふ」とある。

参照 熊田亮介、『日本史大辞典』 「神税」の項 平凡社

(19) 延喜神祇式「凡神戸調庸、充祭料並造神社及供神調度。但田租、貯為神税。」

(20) 延喜神祇式「凡官人季祿。馬料。要劇并供奉神事官人裝束。宮主。神琴師。龜卜長上季祿。馬料。月糧及卜部御巫等衣服者。以神稅充之。」

(21) 神戸神郡 岩橋小弥太 『神道史叢書』 一九七一 吉川弘文館

(22) 宮本教、『国史大事典』 「国衙財政」の項 吉川弘文館

(23) 『類聚三代格』卷19 寛平三年五月二十九日太政官符

(24) 阿部猛氏『律令国家解体過程の研究』(二)封戸制の衰退

(25) 宮本教、『国史大事典』 「国衙財政」の項 吉川弘文館

(26) 『宇佐大鏡』 「新名爪別符(日向国那珂郡内)件別符者国司菅原朝臣義資之任、以治曆二年(一〇六六)封民八人之代、差四至進宮荒野之問、所開発也」

四、宇佐八幡宮関係史料等から考察

封物の管理・運用について、宇佐八幡宮、氣比神宮、東大寺関係の史料から考察する。

① 太政官符 大宰府 (「新抄格勅符抄」)

一 応納府庫八幡大菩薩封一千四百戸 位田百四十町事。

右検案内。去天平勝宝七歳三月廿八日下符備。得符解備。豊前国司解備。宇佐郡司解備。部下百姓津守比刀申云。八幡神託已宣。吾不領物乎神乃受氏无所用。徒如捨於山野。封戸朝廷返奉。(略)其封戸調庸及位田。暫充造神宮寺料者。自今以後。宜納府庫。依大同三年七月十六日騰勅符神宮司国司当国司等相共出納。

延暦十七年(七九八)十二月二十一日

② 太政官符 大宰府 (「新抄格勅符抄」)

一 比咩神封六百一十戸 同所一千四百十戸之内

右同前解備。豊前国司解備。神宮司申云。前件封物。与大菩薩共納府庫。由是春秋祭料無物可用者。所申有実。謹請
 処分者。右大臣宣。奉勅。宜府官檢校割当祭料。所殘雜物便納神宮。仍即官宮司相共出納。

延暦十八年(七九九)十一月五日

③ 太政官符(類聚三代格卷一神社之事)

応令国司出納八幡大菩薩宮雜物事。

右得大宰府解備。太政官去延暦十八年十一月五日符備。太政官去年十二月廿一日符備。大菩薩并比咩神封一千四百十
 戸。宜納府庫者。豊前国解備。神宮司申云。比咩神封六百十戸之物与大菩薩封物共納府庫。由是春秋祭料無物可用者。
 ……仍即府官宮司相共出納者。府依符旨相共出納。而道路稍遠有煩遣使。加以檢前例。神宮当国司相共檢掌出納。望
 請。准先例。付国与宮共令出納。但年終用状勘録令申。謹請官裁者。右大臣宣奉 勅依請。

大同三年(八〇八)七月十六日

①の史料の太政官符中に、「得府解備」「豊前国司解備」「宇佐郡司解備」と書かれていることから、いうまでもないが、
 太政官―大宰府―国司―郡司という政治機構を通して支配がなされていることがわかる。大宰府は、太政官と国司の間に介在
 し、西海道の九国三島を管轄する。すなわち、西海道九国三島から「調」「庸」「贄」「雑物」などの貢進を受領し、蔵司の
 監検のもと府庫に納める。これらは、府用(府官人の俸禄、兵器など手工業の材料、内外使節の接待費、旅費など)にあてられ、
 残余の一定額を京進した。¹⁾

宇佐八幡宮の封物の徴収と管理は(延喜一七年から大同三年の間)①の史料では、封戸の調・庸及び位田の収益は、暫く造神
 宮寺料に充てる。以後は府庫に納めよ。②では、豊前国司が徴収し、すべて大宰府の府庫におさめた結果、春秋の祭料を欠く

ようになったので、府官が検校して祭料を割り当て、残る雑物は神宮に納め、府官と宮司が共に出納する。③では、府と宮との距離が遠く、遣使に不便があり、先例もあるという理由から、府は、神封の出納を国と宮が共に行なうことにし、国司は年終用帳(諸国の封戸から納入された封物の歳入と支出を記載)を提出させることにした。このことから、大同三年以降、大宰府は宇佐八幡宮の調・庸の直接管理権を国司に委譲し、府庫に納めていたのを国司が徴収して神宮(神庫)に収納し、国(国司)と宮(宮司)とが共に出納することにした。田租(神税)についての記載がないが、九世紀以降は神税として貯え、一部は神祇官に送られて、神祇官の官人等の季禄や衣料などに充てた。

越前国気比神宮については、元慶八年(八八四)九月八日の太政官符に、延暦一二(七九三)年に、封租穀は神庫に勘納し祭料に充てることになったが、国はさらに官庫に徴納し、祭料以外の用に充てたため、度々祭事が闕怠したので、官裁を請い、神庫に勘納し、祭料に充てることになった。ところが、弘仁元(八一〇)年国司は宮司と相論し、官庫に納めることにしたので、再び官裁を請うた。その結果、元慶八年(八八四)に神庫に徴納し祭料にあてる。但し、出納は国司と宮司が相共に行なうことになったとある。気比神宮の場合は、封租穀で、その保管を官庫にするか神庫にするかの争いである。なお、延喜神祇式によって、租穀を貯えた神税は、一部神祇官に送って官人等の季禄などにあてられることになる。

つぎは、寺封ではあるが、大同三年三月の太政官符につきのような記載がある。

宝亀一一年の騰勅符では「収於別庫」「三綱寺司与諸司相对計会出納」とされたが、諸司の往還に煩いがあるということから、官庫に収納することになった。その後、旧例により寺家に納め、仏事に充てることになり、大和国司と僧綱および三綱が計会出納することになり、年終納物并用残等帳を提出することになった。

封物の管理・運用についてまとめると、①神戸から徴収された田租は、国司の管理のもとに国の倉(後に神庫)に保管され、神社の造用料や社料として祭祀の費用に支出され、残りの田租(神税)は、国の倉に保管した。調・庸も国司が徴収し、原則的には、神祇官を通して封主(寺社)に給付するのであるが、実際は、国司・郡司が京進し、封主に給付したようである。封主が

地方に所在し、その国内に封戸が存在する場合は、封主の申請によってその国の国司・郡司から給付を受け、神社の造営、供神の調度、祭料の費用に充てた。(宇佐八幡宮では府が府庫に保管し、後に神庫へ変わる)九世紀以降は、(貞観一七年(八七五)から延喜神祇式施行)田租である神税は、神祇官の官人の季禄などの費用に当てられるようになった。したがって神用に充てられるのは、調・庸が中心になる。②封物が、宇佐八幡宮(調庸)と氣比神宮(租穀)では、府庫・官庫から神庫に、東大寺では寺家に委ねられることになるが、出納は、国司と神社・国司と寺院とが共に当り、收支の報告書である年終帳・用度帳を作成して中央政府に提出することになる。このように、封物の管理・支出の在り方について、大宰府(西海道)・国司と封主(神宮・寺家)の間に争論があつたが、最終的(大同元慶)に、封主である神宮・寺院がそれぞれの神庫・寺庫に収納することになつたことは、封主の封戸に対する支配が次第に強化されていることになるが、出納に国と封主が共に参加し、年終帳・用度帳を作成し、大宰府(西海道諸国)・神祇官に報告させることは、本来の封戸制の原則をまがりなりにも、維持・保持されたと云えるが、總体的に封戸制は変質し、衰退したとみることが出来る。

(注) 1) 大宰府管内諸国島の場合、調と庸はすべて大宰府に集積され、その諸官人の禄や内外使臣の接待などの府用に充てられ、損残余の一部が京進された。

倉住靖彦、『大宰府』歴史新書、教育社。

・大宰府管内の調は府庫に収納、府用に充てられ、そのうち調綿だけが京進されている。そのため大宰府は調帳と用度帳を政府に提出した。「租」は管内諸国の正倉に正税として蓄積され、一部、国用にあてられ、府はこれを監検する立場にあつた。『国司大辞典』
古代・租税制度の項、吉川弘文館

(2) 職員令に大宰府の官人構成とその職掌が規定されている。このうち祭祀に関しては、主神は諸の祭祠の事を掌る。帥は祠社、戸口、簿帳、租調などを掌る。主神は神祇官機能を果たす。

(3)・太政官符 応収納神庫充用祭料氣比神宮租穀事

太政官去延曆一二年二月二七日越前国符備。宮司大中臣魚取解備。封租穀須勘納神庫充用祭料。而国更徵納官庫充用他色。臨彼祭時不肯下行。度々祭事由其闕怠。望請。勘納神庫充用祭料。謹請 官裁者。右大臣宣。依請者。而去弘仁元年介橋朝臣永繼与宮司有所相論以件租穀更納官庫。而宮司無意相争。專任国行。(略)官檢案内。件租穀專尽神用不充他色。然則納於官庫還無公益。納於神庫尤有便宜。望請。重仰国宰批准旧例。徵神庫以充祭料。謹請 官裁者。右大臣宣。依請。但至官干出納件物国司宮司相共行之。(類三

一三代実録第四六)

・元慶八年九月九日 太政官処分。越前国氣比神「々」宮封租穀。勘納神庫。宛祭祀費。国宰宮司相知出納。又国司宛神封戸百姓於他役焉。

(4)太政官符

応官家功德分封物依旧收東大寺事

右檢案内。太政官去延曆十四年六月十一日下民部省符備、太政官去宝龜十一年十二月下造東大寺司備。被内大臣宣備。奉 勅。東大寺封五千戸。就中官家修行諸仏分二千戸。宜收於別庫以充每年安居国忌及雜齋会料用度。仍三綱寺司与諸司相对出納者。右大臣宣。奉 勅。件物收置別倉出納。諸司往還有煩。宜自今以後收納官庫。修行功德之日随用出充者。今右大臣。奉 勅。詔書偶朕有所思。宜其依旧還取寺家充用仏事。仍大和国司与僧綱及三綱。計会出納者。宜依詔書并宝龜十一年十二月十日符。依旧收納当寺別倉。充用官家修功德分。国司諸綱相对。出納其收物。畢即申民部省。至於出用。待官符行。仍年終造納物并用残等帳申送。

大同三年三月廿六日(類聚三代格 卷八 封戸事 『国史大系』)

おわりに

神封物の管理や運用に関する国側の規定は、「神祇令」「弘仁式」「貞観式」とくに「延喜神祇式」に記載されているが、

具体的に国が給付した記録や給付された封主(神社)側の記録が少ないために、問題に迫ることが十分できなかつた。この小論の狙いは、宇佐神封の管理や運用を追求することにあつたが、関係の史料は、わずかに『新抄格勅符抄』(延喜一七・一八年)『類聚三代格』(大同三年)『宮寺縁事抄』(寛平元年)にみられるのみであるので、比較的史料がまとまって残されている東大寺封戸関係史料とそれにもとずいて論述されている先学の諸説を活用させていただいてまとめた次第で、衷心より深謝いたします。